

会計	繰越	検算	伝記		
①	①	①	①	○	

令和 3 年 分  
（ 開催分 ）  
収 支 報 告 書

1. 政治団体の名称 （ふりがな） しゃかいほしょうせいさくこんわかい 社会保障政策懇話会
2. 主たる事務所の所在地 〒343-0834 埼玉県越谷市蒲生愛宕町2番8-5号
3. 代表者の氏名 砂子昌利
4. 会計責任者の氏名 吉坂純一

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

田村憲久

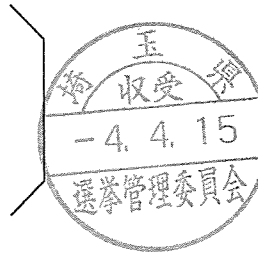
公職の種類（現職・候補者の別）

衆議院議員（現職）（現職・候補者等）

事務担当者の氏名

吉坂純一

（電話） 03-3508-7163



※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード

団体コード

収 受	入 力	枚 数	

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

# 収 支 の 状 況

(その2)

## 1. 収支の総括表

収 入 総 額	104,205,096
（前年からの繰越額）	85,519,096
（本年の収入額）	18,686,000
支 出 総 額	3,074,692
翌年への繰越額	101,130,404

## 2. 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	
員 数	

### (2) 寄 附

ア 寄 附（イを除く。）の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附		
（うち特定寄附）		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附	506,000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	506,000	
（寄附のうち寄附のあつせんによるもの）		
イ 政党匿名寄附		
合 計 (ア+イ)	506,000	



(その7) (政治団体用)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		政治団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
水月会	十億 千 円 506,000	R3. 08. 19	東京都千代田区永田町2-17-17アイオス永田町705号	鴨下一郎		
この頁の小計	506,000					
その他の寄附						
合計	506,000					





(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額	備 考	
			本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1	経常経費	十 千 円		
(1)	人件費	240,000		
(2)	光熱水費			
(3)	備品・消耗品費	4,990		
(4)	事務所費	113,534		
	小 計	358,524	0	
2	政治活動費			
(1)	組織活動費			
(2)	選挙関係費			
(3)	機関紙誌の発行費 その他の事業費	2,716,168	0	
	ア 機関紙誌の発行事業費			
	イ 宣伝事業費			
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	2,716,168		
	エ その他の事業費			
(4)	調査研究費			
(5)	寄附・交付金			
(6)	その他の経費			
	小 計	2,716,168	0	
	合 計	3,074,692		





(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			4. 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
R2年度政治資金監査報告書作成代	十億 千 円 99,790	R3.04.26	岸勲公認会計士・税理士事務所	神奈川県相模原市南区相模大野5-29-11	
源泉所得税	10,210	R3.05.07	越谷税務署	埼玉県越谷市赤山町5丁目7番47号	
この頁の小計	110,000				
その他の支出	3,534				
合計	113,534				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 政治資金パーティー開催事業費 (田村憲久君を応援する会R3年12月6日開催費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
郵送料	25,200	R3.09.28	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
印刷代	273,900	R3.10.29	株式会社イチエ	東京都中央区新川1-15-3	
お土産代(お弁当)	700,000	R3.12.06	肉・割烹 かがやき	東京都中央区銀座1-20-2	
宴席代	1,703,570	R3.12.21	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
この頁の小計	2,702,670				
その他の支出	13,498				
合計	2,716,168				

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 4 月 15 日

政治団体の名称 社会保障政策懇話会

会計責任者の氏名 吉坂純一



※ 解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代表者の氏名



## 政治資金監査報告書

令和4年4月6日

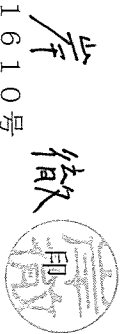
社会保障政策懇話会

代表 砂 子 昌 利 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第1610号

研修修了年月日 平成21年7月6日



### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、社会保障政策懇話会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、社会保障政策懇話会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

### 3 業務制限

社会保障政策懇話会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、社会保障政策懇話会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間において、同様である。

以上